

八百津町告示第60号の2

パブリックコメントの回答について

住民の方から寄せられた意見の概要とそれに対する町の考え方及び最終案は下記のとおりです。

平成30年10月5日

八百津町長 金子政則

- (1) 募集案件 「八百津町犯罪被害者等支援条例」にかかる意見の募集について
- (2) 募集期間 平成30年8月17日～平成30年9月7日
- (3) 意見提出数 1件

意見の概要	意見に対する考え方
八百津町犯罪被害者等支援条例の第4条から10条の町民及び企業への啓蒙と被害者への支援を第11条の今後策定される規則に充実した方策を反映してもらいたい。また、規則について町議会を含め、広く町民の意見を求めてより良い規則とその啓蒙をお願いする。	犯罪者の被害を受けた方は、それによって傷つけられるだけでなく、事件が解決した後も様々な問題をかかえることがあります。 継続的に切れ目のない支援を行っていくためには、町内の事業所や町民の皆さんの犯罪被害者に対する理解をより深めていくことが必要不可欠です。被害者の方々が置かれている状況や二次的被害の発生の防止の重要性など、支援等に関する広報及び啓発活動に努めるとともに、必要な施策を総合的に推進していきます。 町としましては、被害者の方々が少しでも早く平穏な暮らしを取り戻すことができるよう、町議会はもとより、管内市町村と連携を図りながら、本条例の目的に沿って規則を制定いたします。

- (4) 最終案 別添